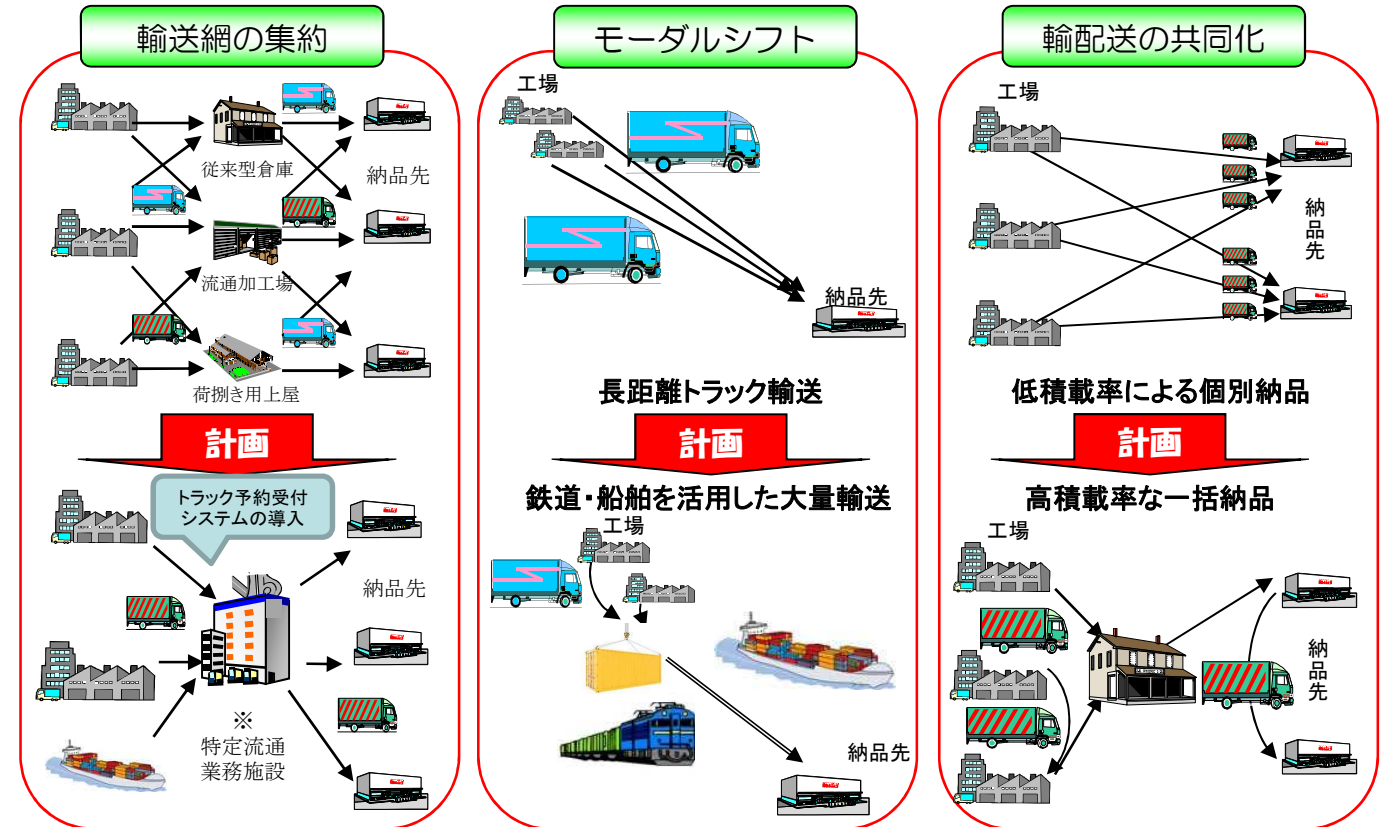


物流総合効率化法

「物流総合効率化法」とは

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、物流総合効率化法)は、流通業務(輸送、保管、荷さばき及び流通加工)を一体的に実施するとともに、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化など輸送の合理化により流通業務を効率化し、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を図る事業に対して、その計画の認定、関連支援措置等を定めた法律です。



(※) 特定流通業務施設: 流通業務施設(トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋)であって、以下の認定要件を満たすもの
 なお、上記は一例であり、上記に挙げたもの以外(例えば貨客混載事業、中継輸送やオフィスビル・商業施設等の館内物流による効率化など)も認定対象となります。

認定要件

- 2以上の者が連携すること
- 輸送・保管・荷さばき・流通加工を一体的に実施すること
- 輸送網集約、モーダルシフト、輸配送共同化等、輸送の合理化により流通業務を効率化すること
- 環境負荷の低減効果及び省力化効果を伴うものであること
- 特定流通業務施設を整備する場合、高速自動車国道のIC周辺5km以内の立地 等

支援措置

物流事業の総合的実施の促進	特定流通業務施設の整備促進	輸送の合理化の促進	金融支援による物流効率化の促進
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業許可の一括取得 貨物利用運送事業・貨物自動車運送事業・倉庫業等の許可・登録等のみなし ※ただし、許可等の審査に必要な書類は、総合効率化計画の認定申請と同時に提出する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 税制特例 法人税・固定資産税等の特例(特定流通業務施設である営業倉庫) ● 立地規制に関する配慮 市街化調整区域等における施設整備のための開発許可についての配慮 ※なお、各地方自治体の担当部局との十分な事前調整が大切です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運行経費等の支援 (モーダルシフト等推進事業補助金) ① 総合効率化計画の計画策定経費の一部補助 ② モーダルシフト、幹線輸送集約化に対する運行経費の一部補助(認定を受けている若しくは認定申請中のものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ● (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付け ● 中小企業信用保険の保険限度額の拡充 等

参考 国土交通省HP 物流総合効率化法について(<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html>)
 認定申請の手引き(<https://www.mlit.go.jp/common/001381536.pdf>)
 認定状況(<https://www.mlit.go.jp/common/001386912.pdf>)

◆お問い合わせは 北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課まで
 TEL 011-290-2726

モーダルシフト等推進事業（補助事業）

① 総合効率化計画策定事業*1

- ◆ **総合効率化計画の策定のための調査事業**
- ◆ 補助: 計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のためのトライアル輸送の費用)等
- ◆ 対象期間: 交付決定の日から翌年2月末までの計画策定のための調査に要する費用
- ◆ 補助額: 定額(上限額200万円)

②-ア モーダルシフト推進事業*2

- ◆ **認定総合効率化計画に基づき認定を受けた事業(前年10月以降)又は現在認定申請中の事業**であって、貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO2排出量の削減を図ることを目的として実施する事業
- ◆ 補助: 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送に転換する場合に係る運行経費
鉄道又は海上輸送により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費
※認定日以前1年間に輸送実績のない貨物は、新規貨物として扱う
※補助対象とならない貨物を混載した輸送にかかる経費は補助対象外
- ◆ 対象期間: 交付決定の日又は総合効率化計画認定のどちらか遅い方の輸送から翌年2月末までの輸送に係る運行経費
- ◆ 補助額: 鉄道輸送又は海上輸送に係る運行経費に補助率1/2を乗じて得た額と、輸送手段及び輸送種別毎の輸送距離に応じた補助単価(下表参照)に、補助対象期間の輸送数を乗じて得た額又は500万円のうち最も少ない額
※末端のトラックによる陸上輸送部分についても補助対象経費に含めることができる

②-イ 幹線輸送集約化推進事業*2

- ◆ **認定総合効率化計画に基づき認定を受けた事業(前年10月以降)又は現在認定申請中の事業**であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して積載率を向上させて、走行車両台数及びCO2排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業
- ◆ 補助: 輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費
- ◆ 対象期間: 交付決定の日又は総合効率化計画認定のどちらか遅い方の輸送から翌年2月末までの輸送に係る運行経費
- ◆ 補助額: 補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額以内とする。500万円を上限とする。

[さらに、非接触・非対面型物流への転換・促進を支援]

- * 1の計画策定にあたり、さらに省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合、その取組に対して、**補助額上限の引き上げ**を行う。
①補助率: 1/2以内 ②上乗せ: **300万円**
- * 2の経費支援に該当する運行にあたり、さらに省人化・自動化に資する機器を用いて運行した場合、その取組に対して、**補助率の上乗せ、補助額上限の引き上げ**を行う。
①補助率: **2/3以内** ②上乗せ: **500万円**

★ 応募期間 : 毎年5月中旬 ★ 補助対象事業決定(交付決定の日) : 8月初旬頃

輸送手段	輸送距離 輸送種別	補助単価(円)	
		500km未満	500km以上
コンテナ	12ft コンテナ	3,000	6,000
	20ft コンテナ	5,000	10,000
	31ft コンテナ	8,000	16,000
	40ft コンテナ	10,000	20,000
トラック (単車)	全長 6m 未満	2,000	4,000
	全長 6~8m 未満	3,000	6,000
	全長 8~12m 未満	8,000	16,000
トレーラー (ヘッドを除く)	全長 8m 未満	5,000	10,000
	全長 8m 以上	10,000	20,000

※輸送距離については、輸送経路毎の転換後の距離で判断するものとする。

※コンテナ輸送ではない場合には、12ftコンテナ換算で判断するものとする。

例 1 : ロールボックスパレット1個は、面積に応じ12ftコンテナに換算

例 2 : 客車を使用する場合には、車長20mの荷物専用車の場合、12ftコンテナ5個分として換算

※上記にない輸送の種別(規格)については、個別に判断するものとする。

【認定メリットの紹介】税制特例措置(割増償却制度)国税(法人税・所得税)

- 5年間に限り、普通償却額に割増率を乗じて計算した額を加えて償却を認める制度
- 費用の前倒しによる課税の繰延効果

割増償却制度について

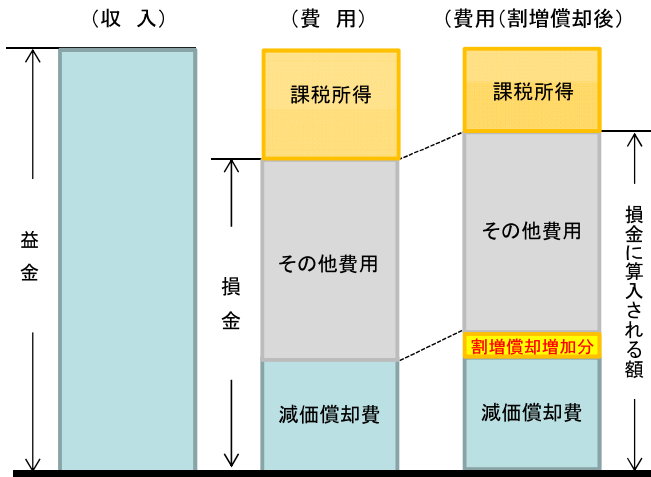
1. 特例措置の対象

- 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産(特定流通業務施設)
- 倉庫の竣工(※稼働日ではない)までに物流総合効率化法の認定を受ける必要

2. 措置の内容

- 特定流通業務施設に対する各事業年度(5年間)の償却限度額を、普通償却限度額に10%割増することを認める

割増償却制度のイメージ



減税効果の試算

(減税額の試算の条件)

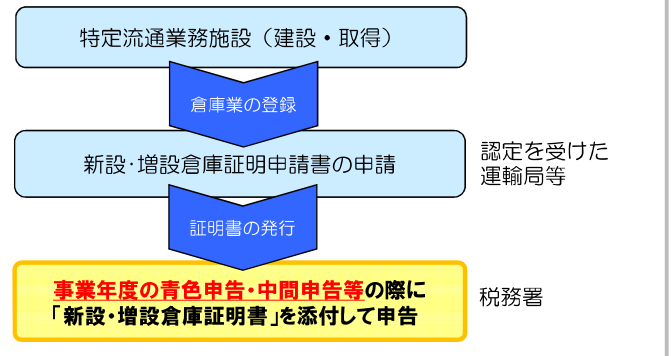
- 倉庫種類: 普通倉庫(耐用年数21年、定額法(償却率0.033))
- 取得価額: 3,000百万円、法人税率: 23.2%

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①普通償却の場合の減価償却額	99,000	99,000	99,000	99,000	99,000
②①に対する税額	22,968	22,968	22,968	22,968	22,968
③割増償却の場合の減価償却額	108,900	108,900	108,900	108,900	108,900
④③に対する税額	25,265	25,265	25,265	25,265	25,265
⑤減税効果(④-②)	2,297	2,297	2,297	2,297	2,297

(単位: 千円)

1年で約2百万円、5年間で約11百万円の減税効果

税制特措置の申告の流れ



【認定メリットの紹介】税制特例措置(課税標準の特例)地方税(固定資産税・都市計画税)

- 5年間に限り、特定流通業務施設の固定資産税、都市計画税を減額する制度
- 減税による建設当初のコスト軽減効果

課税標準の特例措置について

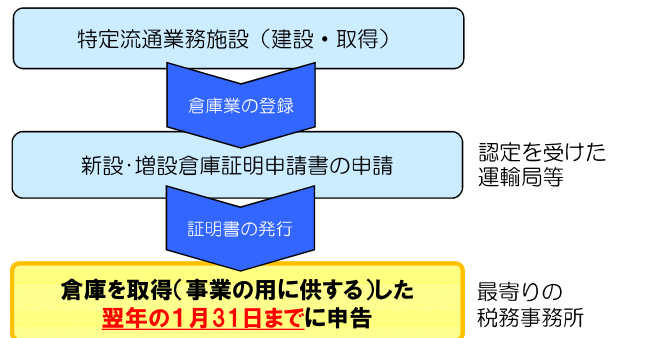
1. 特例措置の対象

- 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産(特定流通業務施設)
- 倉庫の竣工(※稼働日ではない)までに認定を受ける必要

2. 措置の内容

- 倉庫
 - 固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2(5年間)
 - 附属機械設備(到着時刻表示装置、特定搬出用自動運搬装置※)
 - 固定資産税の課税標準を3/4(5年間)
- ※ 特定搬出用自動運搬装置は貯蔵槽倉庫のみ

税制特措置の申告の流れ



減税効果の試算

(減税額の試算の条件)

- 倉庫種類: 普通倉庫
- 取得価額: 3,000百万円
- (評価額: 建物1,700百万円、税対象設備7百万円)
- 税率: 固定資産税: 1.4%、都市計画税: 0.3%

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
建物評価額	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,530,000	1,530,000
建物減税額	14,450	14,450	14,450	13,005	13,005
税対象設備評価額	7,000	5,600	4,200	2,800	1,400
設備減税額	25	20	15	10	5
減税額合計	14,475	14,470	14,465	13,015	13,010

(単位: 千円)

1年で約14百万円、5年間で約69百万円の減税効果

国税と地方税の特例措置により、
合計で1年間で約16百万円、5年間で約80百万円の減税効果